

平成30年度事務事業評価及び特定分野評価に係る改善計画書

事業名	在宅障害者福祉手当支給事業費				
担当課	福祉支援課		課長名	後藤昭弘	
事業の目的と実施内容					
目的	町が在宅の障害者に対し、経済的負担の軽減を目的として手当を支給することにより、生活の質が向上し、ひいては障害者の福祉増進に寄与するもの。				
内容・方法	年1回 10月に支給 1人当たりの金額は次のとおり（ただし、特別障害者手当に準じた所得制限あり） ・1、2級の身体障害者手帳所持者、知能指数35以下（A2程度以下）の方、3級の身体障害者手帳を持ち、かつ知能指数50以下（B1程度以下）の方、1級の精神障害者保健福祉手帳所持者に対し、年額35,000円 ・3、4級の身体障害者手帳所持者、知能指数50以下（B1程度以下）の方、5級の身体障害者手帳を持ち、かつ知能指数70以下（B2程度以下）の方、2級の精神障害者保健福祉手帳所持者に対し、年額20,000円 ・5、6級の身体障害者手帳所持者、知能指数70以下（B2程度以下）の方、3級の精神障害者保健福祉手帳所持者に対し、年額7,000円				
1 評価結果及び町の最終方針					
自己	改善	一次	改善	二次	改善
今後の方向性に係る意見等（最終）			評価結果を踏まえた所管課の対応案		
現在、求められている障がい者支援施策を有効に進めていくため、手当を必要としている方に配慮しつつ、対象者の絞込みや支給額の減額などの改善を行うべきである。			段階的に支給額の減額を実施する。なお、意見のうち支給対象者の絞込みについては、他市町村の状況も踏まえ、軽度障がい者に対する当該手当の廃止も視野に入れ検討したが、軽度障がい者は、他の障害福祉サービスにおける受益を比較的受けづらく、引き続き、支援を要すると判断したため、支給対象者の見直しは行わないこととする。		
町の最終方針					
改善	現在求められている障がい者支援施策を有効に進めていくため、段階的に支給額の減額に努める。				
2 町の最終方針を実施するための具体的な方法（平成32年度から実施する場合）					
項目名		時期（期限）	具体的な改善等の内容		
改善内容の検討		H31. 6	庁内部で事業改善の内容を検討する。		
関係団体等との調整		H31. 7	関係団体等へ説明し、内容を検討する。		
予算要求・条例改正		H31. 11	改善内容に合わせた予算要求及び条例改正を行なう。		
町民周知		H31. 12	制度内容についてHP等で周知する。		
新制度実施		H32. 4	新たな制度を開始する。		
3 改善後の事業が目標とする成果					
指標の名称 ※原則として評価時と同一		単位	基準年度 （H29）	H30	H31
支給者数		件	1,634	1,658	1,682
目標とする成果の設定理由					
4 経費等の見込み					
			H30（決算見込）	H31	H32
事業費（予算） 単位：千円			39,016	39,469	39,929
概算職員数 単位：人			0.100	0.100	0.100

[illegible]

項目名
(2 町の最終方針を実施するための具体的な方法と一致)

平成30年度

平成31年度

平成32年度

工程名

12

1

2

--	--

--	--

4

5

6

7

--	--

--	--

9

10

11

1

--	--

--	--

2

3

4

5

--	--

6

7

8

9

1

--	--

1

改善内容の検討

内部での検討

町上層部との調整

関係団体等との調整

改善内容の説明

団体からの意見を反映

予算要求・条例改正

预算要求

事務査定・確定

改正内容の内部検討・案の作成

町民周知

改善内容の公表

新制度実施

事業の実施